

埼玉県報

第 2980 号 平成 30 年(2018 年) 2 月 27 日 火曜日

目 次

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大里用水土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更 (都市計画課)
- 鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)
- 幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道の事業計画の変更認可(都市計画課)

0	身上指導支援システム用サーバ機器等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
0	県道西平小川線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
0	道路の占用を制限する区域の指定(秩父県土整備事務所)
0	埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか17施設で使用する電気に関する
	落札者等の公示(下水道事業課)
0	埼玉県指定有形文化財の指定(生涯学習文化財課)
0	埼玉県指定有形民俗文化財の指定 (生涯学習文化財課)
0	埼玉県指定天然記念物の追加指定 (生涯学習文化財課)
0	埼玉県指定天然記念物の指定解除(生涯学習文化財課)
0	選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
	应于6亿及只有V加州(应于6亿及只有/

埼玉県告示第百五十四号

第 五 た 中 を担当する機関として、 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付 第十四条第四項においてその例によるも 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 次の者を指定した。 のための医療を担当する機関又は施術 のとされた生活保護法第 律 の促進並びに永住帰国 (平成六 四十 年 法律第三十 九条及び

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

あおばクリニック 医療法人 幸 鴻巣市本宮町一―六	ないたま上尾院ケア九号アイケアクリニック上尾市宮本町三―二―二〇医療法人社団	山崎整形外科 医療法人社団 久喜市菖蒲町新堀四一八-	渡辺クリニック 渡辺 和吉 春日部市上蛭田一二八	前川クリニック 中野 實	ク 杉浦 勇太 大桑ビル五階 フ	ダリコニころグレニー コヤダリコー	コニニろカリニ コ市垣川コーー
	 - - - - - - - - - - - - -	√堀四一八— 平成三十年	一二八平成三十年	 〇 一 一 月 一 日	一六—一七 平成三十年	- Î	・

チワワ歯科クリニッ 下	(利)		東松山在宅診療所	ックをお客を名りまる	さくら記念病院 な医療法人 さくら 医	あさか医療センター 武蔵野会 TMG	朝霞中央クリニック医	ク朝霞台医療法人社団	草加クリニ	
ドップルヘッ	藤淳一	芸研 医 淳 究 新 療 正 会 都 法 関 財		ケア・トラスト医療法人社団	リニ医療法人社団	医療法人	武蔵野会医療法人社団	循和会 医療法人	武蔵野会	茶 吉寛
ケ谷メディカルプラザニA川口市辻一五七三―一 鳩	コンフォルト東川口二階川口市東川口三―一一五	坂戸市末広町六―九	新座市北野一—一—一四	一〇 箭弓町本田店舗一階東松山市箭弓町三―二〇―	五 ぶじみ野市苗間一―一四―	富士見市水谷東一—二八—	朝霞市溝沼一三四〇——	朝霞市岡七九—三	朝霞市西弁財一―七―三九	草加市瀬崎一―九―一
一月 一月 日年	一 月 一 月 一 日 年	二月一日年年	一月 一月 日 年	一 月 一 月 一 日 年	一 月 一 月 一 日 年	一月 一日 平成三十年	一	一月 一月 日 年	一月 一日 平成三十年	二月一日平成三十年

アカネサポート薬局	駅前店 アイセイ薬局 一Fアイセイ薬局 谷塚株式会社 草加市瀬崎一―	店 会社 上尾カラフト株式 上尾市小泉二―二すずらん薬局 上尾クラフト株式	エープラン 上尾市春日一一三株式会社	新三郷薬局 株式会社 三郷市釆女一―二	クリニック ねんりん会 号室 お白岡口腔リハ歯科医療法人社団 白岡市新白岡七―	石井歯科医院 石井 昌代 日高市森戸新田九	すまいる歯科 佐々木 志摩 AMIビル三F	日出谷歯科医院 福井 達雄 桶川市下日出谷九	黒川歯科医院 黒川 勝英 所沢市東住吉五―	和光市歯科 山崎 新 MTCビル六F 和光市歯科
沼			年日一—三六—三五 二月一日 平成三十年		ホ 岡	田	ルニF 二月一日 二月一日		宋住吉五————————————————————————————————————	ル血

二 平成三十年	ヴェールコート――B号室熊谷市河原町――四〇 リ	國 玉 大 貴	局を実践くにたま薬
一 平 成 三 十 年	一一 おじみ野市上福岡六―三―	ニング 株式会社 株式会社	はなみずき薬局
二月一日日年	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	株式会社	富士見鶴馬店ウエルシア薬局
日 年 平 十 成 一 月 十 六	三 グランドゥール一階富士見市鶴馬二六一二―一	舞 株式会社	まい薬局 未来堂
二月一日日年	狭山市狭山台一—一三—四	株式会社	狭山台店ウエルシア薬局
一月 一月 日年	飯能市原市場五七二—五	ガェルペンファ 株式会社	はらいちば薬局
一月 一月 日年	九 所沢市小手指町五―七―一	ファーコス 株式会社	ステラ薬局
一 月 一 日 十 年	所沢市けやき台ー―八―四	ファーコス 本式会社	チェリー薬局
二月日日年	朝霞市溝沼一三三三—一	会社電店株式	店 なぎさ薬局 あさか
一月 一月 日年	七 朝霞市溝沼下田一二八四—	サイラック 株式会社	アカネ薬局 2号店
一 月 一 日 十 年	八 朝霞市溝沼下田一二八四—	サイラック 株式会社	アカネ薬局 1号店

岩﨑秀昭	因泥 大慶	森 豊道	柳橋 貴博	氏名
				住 所
きたまち整骨院	接骨院 因泥	TOIRO整骨院	院にう堂整骨	名 称
一九 一 F 東京都練馬区北町一—二一	所沢市山口一二三—一五	指ハイツN棟一F 西武ショッピングプラザ小手所沢市小手指町三―一七	草加市稲荷三—六—三一	施術所
平成三十年	年十一月一	二月一日平成三十年	一月三十日 平成三十年	指定年月日

二 指定施術機関

ンあやめ坂戸フ	いまいずみ薬局	嵐山東口店 同	くずわだ薬局		
ーストナーストナ	泉、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	株式会社エルシア薬	真下敬一熊		
Tビル一○二 坂戸市芦山町五―一七 N	秩父市山田二七〇六—四	七―一 二月一日	熊谷市葛和田九三四—三		
一月 一日 年	六 日 平 成 二 十 九	二月一日	一月一日平成三十年		

町田 陽史 ホームケアあゆみ 三郷市高州二―二八六―一 平成三十年 一月十七日

埼玉県告示第百五十五号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 1 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出があった。 第十 十五条第一項の規 四条第四項に

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
一の割薬局	名称	割店みどり調剤薬局 一の	局 一の割薬
かばさん薬局	所 在 地	草加市清門町五二二	草加市清門三—二五
ション虹	所 在 地	川口市木曽呂一三一七	11日市木曽呂一三四
ションよろこび 久喜市医師会 一般社団法人	開 設 者	社団法人久喜市医師会	医師会
ー草加 ーションセンタ	所 在 地	○六 ジンウィンディB一 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	一一・二階
医療法人社団 東光会 訪問 で変法人社団	所 在 地	戸田市上戸田二―二三	八 戸田市本町一―九―

*		rr.		
-	-	氏 名		
施術所所在地	施 術 所 名 称	変更事項		
ボナール松本一F 日高市高萩六四三―一	日高市たにあい整骨院	変更前		
野二―一四―七	骨院 森林公園 楽々堂整	変更後		

二 指定施術機関

一般社団法人 要ステーション さつき	ションみどり	ション 深谷赤十字	看護ステーショ 熊谷生協訪問	ション 青い鳥	の夢 アリス	ション ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
所 在 地	開 設 者	開 設 者	所 在 地	所 在 地	名 称	所 在 地
5 坂戸市石井二三二七―	病院 医療法人社団 堀ノ内	支部 专	熊谷市上之三八五四	入間市宮寺五八六	ステーション 訪問看護	那三八 那三八
- 五 - 五 - 五 - 二二二七	堀ノ内病院社会医療法人社団	日本赤十字社	熊谷市上之三八五一	五 五 本木八八―	訪問看護ステーショ	入間郡毛呂山町毛呂

カザベーラ坂戸	高コーポ			
三九一一二一二〇八	二一三一二〇二号 小	施術所所在地	寛和	大野
鶴ヶ島市脚折町一―	鶴ヶ島市富士見二―二			

埼玉県告示第百五十六号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の から、 おいてその例によるもの 次のとおり廃止の の自立の支援

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

		あおばクリニック		齋藤外科胃腸科 上尾岩				渡辺クリニック			山崎整形外科		前川クリニック			2	こないファミリーク	名称	
	鴻巣市本宮町一―六					春日部市上蛭田一二八			久喜市菖蒲町菖蒲三三五		川口市前川二—一〇—一一 一階			川口市栄町二―五―九					
•	日	十二月三十一	平成二十九年	日	十二月三十一	平成二十九年	日	十二月三十一	平成二十九年	月六日	平成三十年一	日	十二月三十一	平成二十九年	日	十二月三十一	平成二十九年	地 <u>廃</u> 止年月日	

日 十二月二十五 千五 年	志木市下宗岡二—一三—二〇	熊谷歯科医院
日十二月三十一平成二十九年	ルト東川口二階川口市東川口三―一一一五 コンフォ	れおファミリー歯科
日十二月三十一平成二十九年	カルプラザニA川口市辻一五七三―一 鳩ヶ谷メディ	チワワ歯科クリニック
日十二月三十一平成二十九年	新座市北野一————四	飛田耳鼻咽喉科
日十二月三十一平成二十九年	東松山市箭弓町三—二〇—一〇	東松山在宅診療所
日十二月三十一平成二十九年	富士見市水谷東一—二八—一	さくら記念病院
十月三十一日	階 入間市豊岡一―五―三五 金子ビルー	岩井眼科クリニック
日十二月三十一平成二十九年	ジュ五〇三朝霞市本町一―三四―一 ボンビラー	朝霞中央クリニック
月 成三十年一	朝霞市西弁財一—八—一〇	院会朝霞台中央総合病医療法人社団 武蔵野

日十二月三十一平成二十九年	三郷市釆女一—二三八—四	新三郷薬局
日十二月三十一平成二十九年	を日部市中央六―八―五 中央レジデ	シンワ薬局 春日部店
日十二月三十九年	春日部市中央六—四—八	すみれ薬局
六月八日	川口市栄町三—一二—四	有限会社 タカギ薬局
十月三十一日	ホープ館一〇一号室白岡市新白岡七―一四―一四 新白岡	リニック新白岡口腔リハ歯科ク
日十二月二十九年	三F 北本市北本一―八一 ASAMIビル	すまいる歯科 悪安会
日十二月三十一平成二十九年	桶川市下日出谷九四三—二二三	日出谷歯科医院
十二月三十日平成二十九年	ル五F 本庄市駅南二―一―一八 ユニオンビ	院医療法人藤林歯科医
日 十二月三十一年	所沢市東住吉五——一一	黒川歯科医院

日 十二月三十九 月三十一	熊谷市葛和田九三四—三	伊藤薬局
日 十二月三十九年	飯能市原市場五七二—六	はらいちば薬局
日十二月三十一十二月三十一	所沢市小手指町五―七―一九	ステラ薬局
日 十 二 月 三 十 九 年	所沢市けやき台――八―四	チェリー薬局
日子二月三十一年	所沢市西所沢一—一八—五	薬局 西所沢調剤
十二月一日	所沢市小手指町四——九——三	あやの薬局
日十二月三十一	朝霞市西弁財一―三―一四	アカネ薬局
日十二月三十一	上尾市小泉二六—一	すずらん薬局 上尾店
日二月三十九年	上尾市今泉一—四〇—一〇	アーマシー さくら薬局株式会社 アイアイフ

いづみ野 ション二〇一	いまいずみ薬局 秩父市山田二六三五
ション二〇一 九月三十日熊谷市円光一―一―三三 いづみマン 平成二十八年	十二月十六日平成二十九年

埼玉県告示第百五十七号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

三月,	管理 理療 養 防	メディカル	六五 F = 匹 一 八	志木店
平 成 三 十 年	管 理 指 導	、限	木 市 1本 町	ズ
三月一日	管居 理 程 管 著 養 防	メリ デス カ ル		志木北店
平 成 三 十 年	管理指導	(限		ズ ム
七月一日	療養介護 介護	生活協同組合	10三1—1	皆 協 野 同 病 和 院 名
平 成 二 十 五	療養介護	玉 医	背 秩 父郡 皆 野 町	司玉 且医
十二月一日	お問リハビリ 介護予防	生活協同組合	二—四———————————————————————————————————	診 療 所
平 成 二 十 九	テーション 訪問リハビリ	ヽ療 こ生	日 部 市	す
指定年月日	サービスの種類	開設者名	所在地	名称

ばし薬局	==	ゆうらく東所沢 ステーション 所	ゆうらく東所沢 五デイセンター 所	病センター前店 七	震 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で		ズ ム 薬 局
九 - -	 郷 市 彦 成	一一四 五	四五	〇八三一六	谷市	一一市 - 北 三原 〇	
ばしし	有限会社	ライツトマン ン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ラインストマン ン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ラン	株式会社	メリ有 ディム カ ル	
管理 理療 等 等 等 等 等 等	管理指導	さ 問 所 3 療 介 介 1		管居介理宅護指療予消養防		管居介 理宅護 指療予 導養防 導養 導養	
月一日	平成二十九年	十二月一日平成二十九年	十二月一日 平成二十九年	月一日日	成	二月一日	平 成 三 十 年

埼玉県告示第百五十八号

とい 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第 四条第四項に 邦 \mathcal{O} 生活保護法 、 う。 人等の とお の支援に関する法律 $\overline{}$ ŋ 変更 円滑な帰国の促進並びに永住帰国 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 おい \mathcal{O} 届出 てその例によるも _ が 項]項におい あっ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 た。 護機関 てその例に のとされた生活保護法第五十四条の二第二項 (同条第二項及び中国残留邦 よるものとされた生活保護法第五十四 した中国残留邦人等及び特定配 以下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者

 \mathcal{O}

残

平成三十年二月二十七日

埼玉県知 事 上 田 清

司

きゅうぽらラョン	ステーション 協会議を が お き は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	事業所 ステーション 男南訪問看護	名称
所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地者	変更事項
五川 口 市 一西 工口	三―三―八 三―三―八 里	三―― 中央区新中 三―八 里	変更前
六 口 四 一 四 四 四	三 一 三 一 三 大 宮 市	三 西 区 西 区 西 た 宮 市 官 市	変更後
訪問看 護 務 務 務 務 務 務 方 護 支 援 援 表 援 表 援 表 援 表 援 表 援 表 援 表 援 表 援 表	居宅介護支援	居宅介護支援	サービスの種類

生短み 活用 介 () () () () () () () () () (通み 所 介 護 里	事訪芝 業問か 護え	居宅介護支援	ささき薬局	有 限 会 社		第上愛 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	
所事 在業 地者	所事 在業 地者	所事 在業 地者	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地者	名事 称業 所	名事 称業 者	所事 在業 地者
一鷲北葛四四上十一一	一鷲北 四宮町 四町上郡 一 一	三—三—八 三—三—八 里	一鷲北葛 四町上内 一一	中 一二 七 七 一 一 町 町	一草 一加市 二米 一町	上尾甦生病院	一医療 心会 人	九伊 四 町 九 東 北 室
人 四四 六 一 一	人 唇 一 四 四 二 一 一 一	三―三 西区西大宮	人喜市上内	二一二七 一二七 一四	二 草 一 加 市 北 川 町	第二病院 上尾中央 医療法人社団	愛友会 医療法人社団	上尾市柏座
生短介 生短 活期 介入予 護所防 護所	通介 通 所 所 介 護 所 う 護 う き 護 う き き き き き き き き き き き き き き	訪問介護 訪問介護	居宅介護支援	管居介 理宅護 指療予 導養防	管居 理 指療 導養	テ	護 問護 計画 計画 計画 計画 計画 で で で に で に に に に に に に に に に に に に	問 理宅 問 指療 看 、 導養 護

I S P P P P P P P P P P P P P P P P P P	指定居宅介護支援 AP	熊谷生協訪問看護	ステーション 鳩ヶ谷訪問看護 公益社団法人	よろこびョン	引喜般 青市社	ステーション 県南訪問看護	みず ほ の 里 老 人
名事 称業 所	所事 在業 地所	所事 在業 地所	所事 在業 地者	名事 称業 者	名事 称業 所	所事 在業 地者	所事 在業 地者
薫 重 選 選 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	六毛毛入 九呂呂間 一本山郡 郷町	三熊 八五市 四 之	三―三―八 中央区新中里 一三―八	久 喜市 医師 会 配 所 会	よ ス ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	三―三―八 三―八 里	一鷲北 四宮葛 四町飾 六上郡 一内 一
E H 接 S A 接 S P P ンター I N N	一毛毛入 〇呂呂間 〇本山郡 六郷町	三八五一——	三―三 西区西大宮 三―三	久喜市医師会	よろこびの大の大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の	三―三 西区西大宮	一
月子が記った。	号ミト雙と爰	訪問看護 居宅介護支援 所護予防	訪介 訪問 問 看 護防	訪介 問護 看 護 防	訪問看護	訪 問	福介 祉護 施老 設人

アリス リス の 夢 ン	株ポ 式 会 社 ト	ポイ リ	青 ス ま ま き ョ ン ョ ン		一保介愛医 心健護友療 館施老会法 設人 社 団	
名 事 称 業 所	所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地所	名事 称業 所	名事 称業 者	所事 在業 地者
ステー お問 看 護 ション	二 四市本町 	二 四 市本 	五 八 六 宮 寺	一保介一医 心健護心療 館施老会法 設人 人	一医 心療 会法 人	九伊北 四奈足 一町立 九小郡 室
アリスの夢 ン ション	四—七—一七	二—七—一六	八門市二本木	一保介愛医 心健護友療 館施老会 設人 社団	爱友会 会 人 社 団	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
訪問 問	居宅介護支援	111 7.1 7.1 1116 7.1 1116	訪介 訪問 問 看 護防 護	テ 計 き リ ラ リ シ リ カ シ リ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ ン ガ ン ガ ン ガ ン ガ ン ビ し 、 ン ビ し 、 し に し 、 し に し 、 し に し 、 し に し 、 し に し 、 し に し 、 し に し 、 し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に に し に し に に に に に に に に に に に に に	療短介 保介 居 テ訪 養期護 健護 介 宅 ション 護所防 設人 護 支 援	

ケアマネジメント部	宅 シリ ョハ ンビ	介護部一草加	1 宅	タ シ 	官	援護: 事予?	セルダン 地域包括支援 上尾市大谷 援	鈴 蘭 サー ビ ス
所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地者	名事 称業 者	所事 在業 地者	名事 称業 者
B ウメヅー 四	B ウィゾー 四草 一ィンン 七川 六デ 一川町 イ 四町	B ウメ 四草 一ィゾーホ 一ンジー 一 カデ ー 四町	B ウィゾー □ 草 ーィン 1 一 □ 一 六デ	B ウメ 四草 一ィンソーホ 六デ 一旭町 イ 四町	B ウィンン リー ンディ カー カディ 四 町 田町	一 一 心 会 人	九伊 北 四 町 北 二 町 北 二 町 北 二 町 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	命 蘭 会 社
二階四十一 町	二階四一一町町町町	二階 二十一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	二階四一一	二階四一一町町町町	二階 六〇四—— 一 町町	愛友会医療法人社団	上尾市柏座	鈴株 蘭式 会 社
尼宅介語艺技	号記入雙支援	訪介 問護 介護 護防	訪問介護	訪問 問 看 護 防	問 看		个蒦予方女爱	訪 問 所 護 下

埼玉県告示第百五十九号

という。 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 十四条第四項に \mathcal{O} 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 とおり の支援に関する法律 \smile 廃止 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 \mathcal{O} おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 届出 が たあった。]項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 護機関 てその例によるものとされた生活保護法第五十四 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配偶者 以 下 「中国残留邦 人等支援法第 人等支援法」 項及び中国 \mathcal{O} 残

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

十二月十六日	居宅療養管理指導介護予防	二六三五	りまりすみ薬后
成 二 十 九	居宅療養管理指導	父 市	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
十二月三十一日	居宅療養管理指導介護予防	五七二一六	に ひ む な に 遅 に 遅 た に み た に ろ た ろ た に ろ た ろ た に ろ た ろ た ろ た ろ た
成 二 十 九	居宅療養管理指導	能 市	
六月十三日	居宅療養管理指導	一○三 三—一一—一九— 三郷市彦成	まばし薬局
十二月二十三日平成二十六年	居宅療養管理指導	九伊北 四奈立 町小郡 室	伊奈病院医療法人一心会
廃止年月日	サービスの種類	所在地	名 称

	そよ風 杉戸ケアセンター 杉 北井		川ル 口 上 末 木 六川 一 口				エンジェル店 三 三 手		
	八二八———————————————————————————————————		八 口 一市 五上 一青 一木 八				三————八	于 市南	
通所介護 予防	居宅介護支援	通所介護	訪問介護 予 勝	居宅介護支援	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導介護予防	居宅療養管理指導	
十平 一成 月二 三十 十九 日年				十一月三十日	平 成 二 十 九 年		一平 月成 三十 十一年 日		

埼玉県告示第百六十号

出 があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第六項の 規定により 公告する。 第六条第五 項の規定による届

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

北本ビル

埼玉県北本市中央四丁目六十六番地外

大規模小売店舗 の設置者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ 0 ては代表者

の氏名

有限会社三橋管財 代表取締役 三橋忍

埼玉県北本市中央四丁目五十番地

有限会社カネタ商事 代表取締役 瀧瀬貞子

埼玉県北本市中央四丁目四十六番地

大規模小売店舗 内 0 店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定

める基準面積以下となった日

平成二十九年六月三十日

埼玉県告示第百六十一 号

定による意見の概要につ とおり縦覧 大規模小売店舗立地法 E 供する。 いて、 (平成十年法律第 同条第三項 \mathcal{O} 九 規定によ +号) 第 ŋ 公告し、 八条第一 項及 及び当該意見を次 び 第二項 \mathcal{O} 規

平成三十年二月二十 七 日

 \mathcal{O}

埼 玉 知 上 田 清 司

意見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規模小 売店 舗 \mathcal{O} 名称 及 び 所在 地

力 1 ン ズ ホ Δ 熊 谷店

埼玉 県熊 谷市 新 堀 字北 原 九 百 五十二番 $\overline{+}$

- 口 大規模小売店舗 立 地法第 八条第一 項 の 規定に による市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概
- (1) \mathcal{U} 青少年 に 声 カ け \mathcal{O} 非行防 の実施) 止対策 \sim \mathcal{O} 継続的な対応をお願 (従業員 (警備員) に 11 .します。 よる施設内 \mathcal{O} 定期 的 な 巡 口 並
- (2) \mathcal{O} は 児童、 あ 計 りま 画 地 生徒に せんが、 2 は小学校及び中学校 対する安全対策をお願 混雑時に お いては車 の通学路に面し 両 1 の通行が します。 て 想定されますの います。 車 両 で、 等 0 通 出 学 入 中 П
- (3)もに 発生苦情 0 店 V 舗 \mathcal{O} 捌き車両の停車中及 設備等 に 0 辺生活環境を損なうことの 11 て の稼働音や荷捌き施設にお は誠実に対 び駐車場では、 応し てください な 11 ける作 T よう対策を徹底 イ ド IJ 業に伴う グ ス 騒 L 音、 ツ て プ 11 を励行し、 ただくとと 夜間 照 明 に

縦覧 期

平成三十年二月二十 七 日 カゝ 5 平成三十年三月二十七 日 ま で

\equiv 縦覧場所

埼玉 県産業労働部 商 業 サ ビ ス 産業支援課

埼玉 県北 部地域振 興 セ ン タ

示

埼玉県告示第百六十二号

ŋ 出 縦覧に供する。 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につい て、 同条第三項 (平成十年法律第 \mathcal{O} 規定に 九 ょ +り 公告し、 一号)第五条第一 及 び当該 届 項 出 \mathcal{O} 規定に [等を次 のとお . よる届

平成三十年二月二十

日

埼玉 知 上 田 清 司

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及 び 所在 地

仮 (称) 北本中 央 商業施設 計 画

埼 玉 県北 本市中 央 兀 月六 十三外

口 大規模小売店舗 \mathcal{O} 設置者及 び当該-大規 模 小 売店 舗 お V 小 売業を行う者 \mathcal{O}

氏 名又は名称及び 住 所並 びに 法 人にあ 0 て は 代表者 \mathcal{O} 氏

大規模小売店舗 \mathcal{O} 設置者

有限会社三橋管 財 代表取 締 役 忍

玉県北本市 中 · 央 四 丁 自五 一十番地

有 限会社 カネ タ 商事 代 表取締役 瀧

埼玉県北本市 中 · 央 四 丁目 四十六番

大規模小売店 舗 お 1 て小売業を行う者

株式会社 Y 才 コ 代表取締役 Ш 野澄 人

埼玉県 Ш 越市 脇 田 本 町 番 地 五 外 一者未定

ハ 大規模 小 売店舗 \mathcal{O} 新設をす る 日

平成三十 年 · 月 日

=大規模 小 売店 舗 内 \mathcal{O} 店 面 積 \mathcal{O} 合計

二千五百 六十 四平方メ ル

ホ 大規模小 売店 舗 の施設 \mathcal{O} 配 置 関する事 項

駐車場 \mathcal{O} 位 置及 Ţ 収容台

位 义 面 省 収容台 数 台

駐輪場 \mathcal{O} 置 及 び 収 容台数

位 义 面 省 略 収容台数 \bigcirc \bigcirc

荷 さばき施設 \mathcal{O} 位 置及び 面

义 面 面 積 四二二平 方 メ

保管施 設 \mathcal{O} 位 置 及 (び容量

义 面 省 略 容量 四七立方 メ ル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規 模 小 売店舗 に お 1 7 小 売業を行 Š 者 \mathcal{O} 開店 時 刻 及 75 閉 店 時 刻

株式会社、 Y オ コ 午 前 九 時 から 午 後 九 時 兀 十五 分

未定 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

店舗敷地駐車場 午前八時四十五分から午後十時

隔地駐車場 午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷 さば き施設 に お 11 て 荷 さば きを行うことが できる時間帯

何さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午前八時四十五

分

ト 届出年月日

平成三十年二月七日

一縦覧期間

平成三十年二月二十七日から平成三十年六月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模小 売店舗 <u>\f</u> 地法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規定に ょ り 当該 大規模小 売店 舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活環境の 保 持 \mathcal{O} た め 配 慮 すべ き事項に 0 V て意見 を有す る者 は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年二月二 +七 日 か 5 平成三十 年六月二十七 日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

示

埼玉県告示第百六十三号

び 大里用水土地改良区から当該役員に 住所について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六 次のとおり 届出 が ·あった。 就任した者及び当該役員を退任 項 の規定に し た者 \mathcal{O} 氏名及 ょ り、

平成三十年二月二十七

埼玉 知 上 田 司

職名 氏 住

芳 玉 県 派熊谷市 上 新 田二百五 十六番 地

目 同 兀 百

原 武 夫 同 同 上奈良六百七十 八十二番 九番 地

同

同 田 同 一 小島三百七十六番 五十八 地 八番地二

田 同 久保島千六百

保 田 司 同 同 万吉二千二百二十七番地

同

田 \Box 英 同 田市大字持田五千八百四十六番地

事 小 沼 同 熊 谷市 下 増田七十九番地

監

同 同 上 中条四百六十番地

同 同 佐 谷 田三千三百四十七番 地

退任

同 同

関

 \Box

大

理

事

田

埼

玉

県

熊

谷市·

上

一新田九

十番

地

職名 住 所

同 島 延 雄 東 別府二千二百 八十 . 匹 番 地

吉 田 重 夫 同同 同同 四方寺五 十六 番 地

丈 同 同 大麻生九 百 八 十一番地

大 隆 幸 同 同 中曽 根 兀 + 一番地

信 澤 精 _ 同 行 田 市 城西三丁目四 番十 号

事 田 中 登 同 熊 谷市 久 保島三百 1一番地

監

同

同

同

榮

同

同

肥

塚

丁目

七

番三十号

同

同

同

加 賀﨑 原 千 武 同 同 同 佐 上 一奈良六 谷田三百五十 百七 十九番地 番地

埼玉県告示第百六十四号

次のとおり公告する。 一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 司

農用地利用配分計画の概要

11, 0	四番ほか一筆安字内柵見百三十埼玉県加須市日出	· 一番地十一	酒巻 秀行
一〇、四五九	番ほか二筆足五千五百五十五年玉県加須市上種	足六百七十八番地埼玉県加須市上種	栗原光夫
二、六八	足五千五百十八番埼玉県加須市上種	地上五百五十九番	川嶋清司
九九〇	足九百九十番埼玉県加須市下種	是五百七十五番地 埼玉県加須市下種	市川富士雄
九、六二八	ほか二筆 足五千四百九十番 埼玉県加須市上種	地发千二百四十一番	石川 久雄
八、二三五	三番ほか二筆字五反地千百五十埼玉県加須市戸崎	千百四十一番地一 新玉県加須市戸崎	天沼 伸治
一七九、九六三	百三筆 二十七番一ほか二 小野原字小ノ滝百 埼玉県秩父市荒川	地一地一手一十五番	ちぶあらかわ
が 一トル) 面積(平方	所 在 地	住所	氏名又は名称
と受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地	の設定等を受ける者	賃借権の設立

一、 九 一 二	平方字前四十九番 平方字前四十九番	地西貝塚百三十九番	直 次	石川
二 八 五	八番平方字道下三百十年五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	地方九百七十四番平方九百七十四番	直樹	石 川
一六三	六番 平方字道上四百十	五番地平方二千六百七十年五番地	正直	新井
九 一 一	一ほか二筆 平方字前百三十番	四番地平方二千六百七十平方二千六百七十	茂	新 井
一、二四三	筆 二十五番一ほか七 牧字大道三千九百 埼玉県春日部市内	番地牧三千八百八十八埼玉県春日部市内	紳 浩	折 原
四、六一二	番一ほか三筆字鍵谷七百二十九字銀子県加須市戸崎	百二十一番地埼玉県加須市戸崎	克 行	渡邉
二、五六九	足四千二番 埼玉 県加 須市 中種	番地足二千六百六十三块玉県加須市中種	則雄	福 田
一、九三〇	番ほか二筆安字上七百八十九時玉県加須市日出	千百二十二番地三埼玉県加須市戸室	哉	野本
八七〇	安字上七百四番埼玉県加須市日出	地八安千二百八十一番场玉県加須市日出	祐 司	戸 田
1,011	番安字外栅見四十二	安三百四十二番地 埼玉県加須市日出	信雄	竹 内
五、 二 八 二	番一ほか三筆足字中島百七十五埼玉県加須市下種	足三十六番地埼玉県加須市下種	祀 夫	莹

五、三六七	はか五筆 平方字前十八番一 平方字前十八番一	地平方五百三十四番	松本浩
八三、八三九	ほか九十筆平方字前十六番一年まま	地二丁目百二十四番二十四番	ビスがリサー農事組合法人あ
二八七	中 下字前百十二番 中 下 下 中 二 本 大 字 前 百 十 二 番	平方九百七十番地埼玉県上尾市大字	永島 稔夫
五四〇	十番一 平方字道上三百四 平面 果上尾市大字	平方五百九十番地埼玉県上尾市大字	富田規好
三、五四六	番ほか四筆平方字道下二百六年まれ	地頭方八十九番地埼玉県上尾市大字	島田佳之
一、一六〇	十五番 平方字道下二百五平方字道下二百五	八番地 西区中釘六百四十西区中釘六たま市	島田昌之
四 一、 八 一 八	か四十一筆一ほ一貫塚字堤外耕地西貝塚字堤外耕地	七番地川田谷千四百三十埼玉県桶川市大字	坂巻博
三、七四八	十六番ほか二筆平方字道下二百六等玉県上尾市大字	西区宝来三百五十 西区宝来三百五十	大竹 達次
三、 一 五 四	か三筆平方字前百番一ほっちまり	地平方二千百十四番将玉県上尾市大字	大竹 榮次
二、九四〇	一ほか三筆平方字前八十五番・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地平方五百三十九番平方五月三十九番	今 川 雄 一
六、二九七	一ほか六筆平方字前四十三番埼玉県上尾市大字	地平方四百九十七番平方四百九十七番	石倉正弘

大大会社渋谷農 上	加藤宗一奈埼	大久保 光一 - 上 - 埼	榎本 雅雄 野 埼	岩﨑 喜一	岩﨑 久幸 閏 埼	岩﨑 岩男 増	稲橋 実 埼	石川 稔 閏 埼	石川宏	アーム株式会社 木 本
1平野六百四十番	四十番地宗町大字小室千八名玉県北足立郡伊	八番地二 工平野千三百八十	電地 	超戸三百六十九番	世五 五十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	地二二百二十五番埼玉県蓮田市大字	上平野六百七番地	八番地 百三十八百三十八番地	四番地二野戸二千六百九十埼玉県蓮田市大字	地二工県入間市大字
筆 九番一ほか七十三 上平野字下綾瀬百 歩玉県蓮田市大字	六十四番ほか一筆閏戸字前田千四百埼玉県蓮田市大字	筆 百三十番一ほか七 上平野字下綾瀬三 歩玉県蓮田市大字	筆九十二番一ほか八閏戸字堤外千四百埼玉県蓮田市大字	一番五ほか七筆閏戸字外谷千六十埼玉県蓮田市大字	筆	三十一番ほか一筆閏戸字前田千三百埼玉県蓮田市大字	十二筆 百六十六番一ほか 百六十六番一ほか 歩玉県蓮田市大字	筆十一番一ほか十四閏戸字堤外千五百埼玉県蓮田市大字	十番一ほか十筆閏戸字外谷千百四埼玉県蓮田市大字	七十三筆百八十一番一ほか上谷ケ貫字内野二
四一、三七八	二、00八	四、二九二	五、二五〇	二、二三五	一三、八三九	二、00八	七、二五四	一一、六八〇	八、七一六	八四、五六三

齋藤	齋藤	斉藤	齋藤	小林	小 林	小 林	黒須	黒須	菊池	菊池
富 雄	俊夫	徹 夫	重 信	成 夫	純 一	し げ	政 美	正雄	彦	和夫
九番地間戸二千七百九十場玉県蓮田市大字	五番地十九野三千二百四十五番地十九	地野千八百十二番	五番地六野玉県蓮田市大字	四番地上平野千八百六十上平野千八百六十	九番地上平野千八百九十	九番地上平野千八百九十	二丁目五番十三号埼玉県蓮田市末広	二	九番地一	七番地二 世番地二 七番地二
筆 五十八番一ほか七 閏戸字前田千四百 埼玉県蓮田市大字	六筆 十四番一ほか二十 閏戸字前田千百五 特玉県蓮田市大字	筆 七十四番ほか十五 閏戸字前田千三百 埼玉県蓮田市大字	筆 二十二番ほか四十 閏戸字前田千二百 埼玉県蓮田市大字	百番一ほか九筆上平野字下綾瀬三埼玉県蓮田市大字	番一ほか六筆井沼字後塚九百四埼玉県蓮田市大字	四筆 百四十八番一ほか 百四十八番一ほか 歩玉県蓮田市大字	七十番ほか十八筆閏戸字前田千二百埼玉県蓮田市大字	七十一番ほか九筆閏戸字前田千四百埼玉県蓮田市大字	三番ほか二十八筆閏戸字外谷千八十埼玉県蓮田市大字	五十六番ほか六筆閏戸字前田千二百埼玉県蓮田市大字
六、〇二四	二一、六四五	一四、〇五六	二五、六〇六	六、二一八	三、三九一	二、三八九	六、四七九	五、四二二	一四、〇一五	六、八九六

番田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	十八里年十十二年五十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	番地置戶千八百二十二	廣	成塚
,		二百四十一番地宗町内宿台二丁目	公	中村
H 1	三十八番	閏戸三千九番地埼玉県蓮田市大字	信一	寺田
1 1	五番ほか四十五筆閏戸字外谷千百十時玉県蓮田市大字	五番地一五番地一	淳	常 見
\(\lambda_1 \pi \)	八筆 百八十一番一ほか 上平野字下綾瀬二 埼玉県蓮田市大字	駒崎百三十六番地埼玉県蓮田市大字	精一	塚 本
八十	十三番ほか二筆 閏戸字前田千百八 埼玉県蓮田市大字	三百六十七番地二奈町大字小室四千埼玉県北足立郡伊	理 之	田中
ル四十	一筆 百六十一番一ほか 上平野字上綾瀬四 埼玉県蓮田市大字	番地上平野七百六十三	実	田口
十十	八番ほか三十五筆閏戸字外谷千八十時玉県蓮田市大字	番地置戶二千八百三十	益夫	染谷
ハーナー	筆二十一番一ほか六上平野字鐘撞堂千	地上平野六百五十番埼玉県蓮田市大字	良 雄	澁 谷
\(\(\tau - \tau \)	二十六筆 百二十一番一ほか 上平野字下綾瀬三	番地上平野千八百七十	邦 明	篠﨑
1 1	九番ほか十五筆聞戸字外谷千九十場玉県蓮田市大字	九番地閏戸三千二百八十	光 男	齋 藤

九、六四六	十五筆十五筆一ほかっての一十五番のほかった。	駒崎百五十五番地埼玉県蓮田市大字	正雄	Щ
六、 九 一 八	玉 十四 下写 東 番 番 番 番 番 番 番 番 番	七番地二 七番地二 七番地二	隆廣	Щ
三九、六七七	四番ほか五十五筆閏戸字外谷千二十埼玉県蓮田市大字	番地二番地二十一	善美久	増
二、 九 四 六	筆 二十八番一ほか二 間戸字前田千三百 協玉県蓮田市大字	六番地三 常玉県蓮田市大字	定男	増田田
二、六〇四	六筆 百八十一番一ほか 上平野字上綾瀬三 埼玉県蓮田市大字	番地野六百二十九	星 野 光 正	星
六、一六一	十二筆 百七十八番一ほか 上平野字下綾瀬二 歩玉県蓮田市大字	番地野千九百十五	星野 好治	星
九 二 九	筆 六十五番一ほか一 関戸字前田千三百 歩玉県蓮田市大字	地置戸七百二十六番	花 井 幸 一	花
四、〇二七	三十五番ほか五筆閏戸字前田千三百埼玉県蓮田市大字	地三地三十七百八番	服部賢治	服
九、五三八	十五番ほか十二筆 閏戸 字前田千三百 埼玉県蓮田市大字	四番地置戸二千六百四十	服部	服
二、一六一	番ほか二筆毎山字前田七十一	地一笹山五百八十六番埼玉県蓮田市大字	・ンファーム (会社彩野グリ	一式農
四、二四六	筆 四十一番二ほか五 関戸字前田千四百	七番地二七番地二十二百六十	根本 秀雄	根

認可年月日

平成三十年二月十九日

七、八〇一	番ほか十三筆 作谷津八百九十一 作る津八百九十一	地一区中瀬一丁目五番	造株式会社
二、六二八	か五筆地二百九十一番ほり大字谷口字西耕	九番地町大字北下砂三百町大字北下砂三百	関 根 賢
七三、七一六	番一ほか五十三筆神扇字八反割十四特玉県幸手市大字	地扇千五百七十番	半機械化センタ 有限会社神扇農
一二、九六一	十筆 百十九番一ほか二 日平野字下綾瀬三 上平野字下綾瀬三	五番地上平野千八百六十	渡邉
八、八二五	十四筆 百三十三番一ほか 百三十三番一ほか 歩玉県蓮田市大字	番地二上平五十五十五十五十五十十五十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	渡邊高資
	四筆	番地皆三十九百四十九時玉県蓮田市大字	渡井 義松
三、三九六	十九番ほか五筆井沼字的場二百五埼玉県蓮田市大字	駒崎百六十五番地埼玉県蓮田市大字	若林 正 已

埼玉県告示第百六十五号

市計 第十 都 市計画、富士見都市計画、 都市計画法 画及び東松山 八条第一項の規定により、 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 都市計画下 川越都市計画、 水道を変更した。 和光都市計画、 狭 朝霞都市計画、 山都市計 画 入 間 新座都市計画 都 市計 画 所沢都 志木

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計 平成三十年二月二十七日 画 課 に お V て縦覧に供する。

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

下 川越都市計 水道 和光都市計 画 画 狭山 朝霞都市計画、 都 市計画、 入間都市計 新座都市計 画 画 所沢都市計画及び東松 志 木都市計画、 富 士見都市計画、 山都市計 画

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

越市大字福田字見入、 Ш 島町大字下伊草字下川袋及び大字伊草字下 -川袋町

の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

埼玉県告示第百六十六号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第鴻巣市から鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百六十七号

条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十鴻巣市から鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市 覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百六十八号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百六十九号

更を認可したので、 十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 昭 和 四 の変

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から

平成三十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

一 収用の部分

変更なし

二 使用の部分

変更なし

(2) 雨水

□ 収用の部分

変更なし

変更なし

 $(\underline{})$

合流区域

口

一 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

埼玉県告示第百七十号

変更を認可したので、 六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計 市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 次のとおり告示する。 第六十三条第一 画 項 下 \mathcal{O} 水道事業 規定に \mathcal{O} ょ 事業計 ŋ 昭 和五 画 \mathcal{O}

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

□ 収用の部分

変更なし

□ 使用の部分

県告示 玉 二百四十一号、 のうち、 九 埼玉県告示第 県告示第三百七十三号、 八百三十二号、 昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号、 百 八十号、 第五十一号、 杉戸 四百三十号、 町大字下高野字万願寺地 ·成六 平成十二年埼玉県 和 平成十五年埼玉県告示第七 六 年埼 + 年埼玉県告示第千六百 平成二十三年埼玉県告示第四十号、 玉県告示第千百四十二号、 平成二十七年埼玉県告示第千三百十号の事業 告示 小第三百 内に 昭 お 百四十 一十号、 11 七十四号、 和 五. て事業地を変更する。 + 一号、 平 平 八 成七年埼玉 成二年埼玉 年埼玉県告 平成十三年埼玉 平成十 平成二十四 -九年埼 一県告示 1示第千 県 告示

(2) 雨水

□ 収用の部分

変更なし

□ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第百七十一号

平成三十年二月二十七日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 身上指導支援システム用サーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年7月1日(日)から平成35年6月30日(金)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

⑷ 納入場所

埼玉県警察本部警務部監察官室長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示第999 号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場 所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 警務部監察官室監察企画係 電話048-832-0110 内線2864

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月10日(火)午前10時20 分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月9日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月10日(火)午前10時 20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年4月10日 (火) 午前10時25分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で平成30年3月27日(火)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なけれ ばならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求めら れた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年3月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

10 特記事項

平成30年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該 金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of server device etc. for personal information guidance support system
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m.

 April 10,2018 By mail;5:00 p.m. April 9,2018 In person;10:20 a.m.

 April 10,2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号 告 示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成三十年二月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

路 道 路 の 種類 県 道

西平小川線

三 道路の区域

新	Ш	旧 新 別
先 郡	番一地先から比企郡小川町大字青山一二四一	区間
二 · ○ 四 〈 二 · ○ 五		(メートル)敷地の幅員
八 一 · ○		(メートル) 延長
所を道路区域から除外するもの。二九四号で売却処分が適当とされた箇	平成二十九年十二月十一日付け道環第	備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第三十七条第一項 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 \mathcal{O} 規定に ょ り 次 道路 \mathcal{O} لح

課 及 そ び埼玉県秩父県土整備事務所にお の関係図面 は、 平成三十年二月二十七 1 7 _ 日 :から二週! 般 の縦覧に供する。 間 埼 玉 県県 土 整 備 部 道 路 環 境

平成三十年二月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

道路の種類及び路線名

玉

道

百四十

占用を制限する区域

秩 父 郡長 瀞町 大字長**瀞**字 Ŀ 梁 瀬 五. Ŧī. \bigcirc 番三地先

から同郡皆野町大字金崎字梁瀬二二番一四地先ま

で

二 制限の対象とする占用物件

たに 地 上 に設ける電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ り 前 に 占用を認め 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただ 地 を 確 電 柱 保することが を地上 に設 ける できないと認め B むを得な 5 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} は 敷 な 地 外 11 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制 限することによ り、 災害が 発生 た場合におけ る 被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年二月二十八日

示

埼玉県流域下水道事業告示第三号告

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年二月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫 1 購入等件名及び数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか17施設で使用する電気 予定使用電力量 8,089,590キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂三丁目13番3号

3 落札者を決定した日平成30年1月12日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号

5 落札金額 125,827,137円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成 29 年 12 月 1 日

埼玉県教委告示第六号

により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第五条第一項の規定

平成三十年二月二十七日

考古資料	工芸 品	工芸品	種類
午王山遺跡出土品 百二	白綾地松竹鶴亀宝尽模様産	黒地小花模様小紋帷子	名称及び員数
百二十一点	度 衣 一 領	一領	
三番地二十二番地二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	地一号 地一号 二十番	地一号 地一号 一丁目二十番	所 在 地
和光市	喜多院 法人	喜多院	所有者

埼玉県教委告示第七号

規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十六条第一項の

平成三十年二月二十七日

		文化財	有形民俗	種類
百二十三点	程図会	と製品及び工	竹縄製作用具	名称及び員数
		字御堂四百四十一番地	埼玉県秩父郡東秩父村大	所在地
			東秩父村	所有者

埼玉県教委告示第八号

規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり追加指定する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十一条第一項の

平成三十年二月二十七日

	念物	天然記	種類
野砂丘	畔砂丘群 高	川低地の	名称
	字山合八百九十四番	郡杉	所 在 地
		杉戸町	所有者

埼玉県教委告示第九号

規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十二条第一項の

平成三十年二月二十七日

十一日				
年三月三	_	三千百五十五番	一本	
昭和十三	町田浩	埼玉県秩父市山田	岩棚のキンモクセイ	天然記念物
指定年月日	所有者	所 在 地	名称及び員数	種類

埼玉県選管告示第九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

午前十時

一 易所 選举管理委員会包

一 場所 選挙管理委員会室

 \equiv 議題 春日部市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについ 7